

小平市一般廃棄物処理基本計画（素案）に係るパブリックコメントの実施結果

1 実施の概要

- (1) 期間 平成25年11月19日～同年12月18日
 (2) 意見応募者数 13名
 (3) 意見等への対応状況

反映	6件
一部反映	10件
反映しない	10件
参考	28件

2 意見等と対応

番号	枝番	意見等	検討結果	対応
1	1	課題については、「電池,蛍光灯の市独自の処理体制の確保」は必要であろうと考えます。	計画素案の当該箇所についての肯定意見として受け止めさせていただきます。	参考
	2	今後の施策については、資源化品目の施設更新、処理施設の整備を進めることは重要であろうと考えます。	計画素案の当該箇所についての肯定意見として受け止めさせていただきます。	参考
	3	特に、「粗大ごみとして収集された家具類の再生&販売、市民が自ら持ち込んだ品物を必要とする人に譲渡する場の設置」については、大歓迎です。	計画素案の当該箇所についての肯定意見として受け止めさせていただきます。	参考
2	1	私は小村大清掃工場からの排出ガス等の影響を受けている住民です。今回の計画を支持いたします。軟質容器プラスチックの資源化、有料化、戸別回収の実施は、ごみの焼却量を大幅に減らすことになるでしょう。近隣市がごみ減量と資源化に取り組む中、小平市の立ち遅れに苛立ちを感じていました。立ち遅れの原因の一つは三市共同資源物処理施設の稼働を待っていたからです。その稼働が様々な事情で遅れたとしても、今回の計画は頑として実行して戴きたいです。たとえば、小村大清掃工場は小平市にあるのですから、他市に遠慮せず空き地を利用するなどして、早急に軟質プラスチックの分別資源化を進めて下さい。 有料化、戸別回収、そして多様な分別は、多くの市民からのとまどいと反発があるかもしれませんが、環境浄化と地球資源保護のためには必要なことです。西東京市に三か月仮住まいした経験から、またこの11月から、ごみと資源の収集方法を大幅に変更した立川市の状況を知るにつけ、あたりまえの習慣になれば誰でもできることです。 小平市の頑張りに期待しています。	計画素案についての肯定意見として受け止めさせていただき、貴重なご意見として、今後の事業展開にあたっての参考とさせていただきます。	参考
3	1	そろそろ、小平市も有料化すべきです。 たくさん捨てた人がしっかり払う仕組みにしないと不平等だとおもう。	計画素案の当該箇所についての肯定意見として受け止めさせていただきます。	参考
4	1	なぜ廃棄物処理に関する諸課題の根本原因は何なのか、私たち市民は、社会や暮らしにどうなっているかなど、問題の本質を理解しなければいけません。「ごみ問題」は人間の経済活動と密接に関係しているので何かと解決が難しく、発生メカニズムも複雑であり、市民一人ひとりの行動から始まります。 一般廃棄物処理計画の(素案)に役立つ行動をとるためには、今どのような廃棄物処理施策がどういう原因によって引き起こされていて、その何が問題なのかを理解する必要があります。 そこで、総合的かつ計画的な諸施策を計画的に進めるには次の事項の諸施策を策定することです。 <u>素案の方向性に対して</u> できるだけ体系的かつ簡潔に要約することとし、一般廃棄物処理政策に対する考え方を踏まえて、今後の小平市が取り組むべき基本計画を中・長期目標とし、①循環 ②共生(協働) ③参加 ④国内的取り組み等の基本計画策定案の見直しを進めていくことです。 ※②と③については、住民自治→憲法8章「地方自治」の条項を踏まえて、新しい「共同・協同」という考え方もある。 ※NPO活動についても関心をもつ <u>具体的なテーマ課題</u> 1)廃棄物問題の基礎知識・・・何がどのように問題なのか 2)廃棄物問題の実態とメカニズム・・・発生する仕組みと影響 3)暮らしと廃棄物問題の関係・・・市民レベルで何が出来るか 4)市民・事業者・行政と廃棄物問題の関係・・・三者の環境保全責任体制とその取り組み 5)行政(市)と廃棄物問題の関係・・・小平市の取り組みと役割 ※安心して暮らせる街 6)廃棄物処理問題の運営体制・・・ごみ問題の深刻化と体制	計画素案では、循環型社会の形成に向けては市民や事業者のそれぞれの取組が求められることを理念的なベースとしています。いただいたご意見については、今後、市民の意識向上や取組を求めるに当たっての参考とさせていただきます。	参考

5	1	資源ごみが有料扱いは4月から消費税も上がりとても、家計の負担になってきてしまいます。	計画では、家庭ごみ有料化の実施時期を、最短で平成30年度としています。 また、資源物の有料化については、家庭ごみ有料化の実施に向けての検討の中での課題としてとらえており、資源物も有料化することとなった際には、事前に十分な広報などの実施により、市民の皆さんにご理解をいただけるよう努めます。	参考
	2	ドラッグストア等にも資源回収箱の設置を促した、スーパーなどにも、プラスチックの回収も促しを今からでもしていただいてから、資源ごみの有料扱いにするかどうかの検討をしていただきたい。量の数値などの調査も回収箱設置でどう変わったかも調べてからでもよいのではないのでしょうか。	資源物の有料化についての検討と合わせて、併用策として、ご意見の事項についても、今後の検討課題とさせていただきます。 また、小売店の店頭での資源物の自主回収については、計画 36 ページに記載しているとおり、取組を促してまいります。	参考
	3	家庭から排出方法で少し配慮を。燃えるごみ袋直接ではなく、ビニールか新聞紙にくるんでだしてもいいようにしてほしい。(衛生用品等)	衛生用品などは、外から直接見えないよう、ビニールや新聞紙にくるんで出していただいても結構です。	参考
	4	排出方法で集合住宅の方々もエントランスみたいに玄関先に排出し収集してほしい。その際もきちんとどこのお宅かも明白になるような形にしていきたい。一軒家と同じように個人で責任を負う形が望ましい。	ご意見のとおり、集合住宅についても各部屋の前からの収集とするほうが、各世帯の排出者責任の明確化につながるものと考えられます。しかし、収集作業の実現性を考慮しますと、戸別収集とした際にも、実施済みの他市の事例と同様に、集合住宅については1棟ごとに、収集車が接近できる場所からの収集とさせていただくことを、現在のところ想定しています。 ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	参考
	5	高齢者や障がい者でも迷わずごみ出しができるようカラーで具体例を示し、またごみカレンダーのようにどの日にどのゴミが排出可能かを示してほしいです。そして、全世帯に配布してください。	現状で、ごみと資源の出し方のパンフレットは、カラーで写真付きで出し方をご案内しています。 小平市への転入者やご希望の方などに市役所窓口でお渡ししています。 計画 29 ページに記載のとおり、今後、全世帯への配布を検討してまいります。	参考
	6	落葉も有料での扱いになるのでしょうか？庭の下草などはどのような扱いにするのでしょうか？この地域は緑がある分、その落ち葉の清掃があります。そのような自然なゴミはリサイクル袋に入れて収集。 戸別収集になるのであれば、リサイクル袋を使用している人に確実に返却できることになるのでいいのではないのでしょうか？ また、ボランティアで清掃している人たちの費用負担にもならぬよう考えていただきたいと思います。	家庭ごみ有料化に当たっては、ごみの中でも有料とすべき物と無料とすべき物の検討も行ってまいります。このことについては、計画 33 ページに追記しました。 落ち葉などについては、実施済みの他市でも無料で収集している例もあり、ご意見も踏まえて、今後の検討の参考とさせていただきます。	一部 反映
6	1	しっかりと多くの市民がルールを守り、ごみを少しでもへらす努力が大切だとおもいます。 そのためにも、ルールは簡易なもので、みんながわかりやすいものであるべきです。	計画では、現状の容器包装プラスチックの分別をわかりやすくする意味からも全量容器包装プラスチックの資源化を掲げています。ご意見を踏まえて、計画には 31 ページと 33 ページに記述を追加しました。	反映
	1	前計画が「ごみ処理基本計画であったのだから、今回も「第二次ごみ処理基本計画」など「ごみ」を使用した方が市民にはわかりやすい。廃棄物は法的用語であり、一般廃棄物も家庭系、事業系があり、産業廃棄物もあるので、中身はともかく、タイトルには相応しくない。行政の連続性とわかりやすさは重要だ。	本計画では、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画に係る環境省の指針に基づき、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を合わせた「一般廃棄物処理基本計画」として位置付けられるものであるため、そのことがわかりやすいよう、これを題名としています。こうした体系について、計画1ページに図を加えました。 また一方、この名称が一般の方にはなじみにくとも考えたことから、サブタイトル的に「こつこつ小平 『もったいない』が 根づくまち」を掲載したのですが、市民にとってよりわかりやすいよう、表紙において「ごみ処理基本計画」と「生活排水基本計画」の名称を、題名に付記しました。	一部 反映
	2	前計画と本計画との間を1年延期した理由を明確に記述すべき。	ご意見を受けて計画1ページに記載しました。	反映
	3	生活排水という部分は、別計画とすべき。41～43 ページは明らかに浮いている。あるいは、下水道計画に組み込むべき。将来的にもなくなると予想されるし尿処理をこの計画に紛れ込ませるのはおかしい。	前出の環境省の指針に基づき、「ごみ処理基本計画」に合わせて、「生活排水処理基本計画」を定め、「一般廃棄物処理基本計画」としています。こうした体系については、計画1ページに図を加えました。	一部 反映
4	計画を9年間とした理由を記述すべき。	ご意見を受けて計画4ページに記載しました。	反映	

5	3 ページの「定期見直し」は、ごみ処理やリサイクルの状況変化は早いと思われるので、2 年毎にすべき。何ができて、何ができなかったか、減量の数値は目標値に対してどうかなど、検証すべき。5 年の中間は長すぎて意味がなくなる。7 章の運営管理の記述(この程度なら)を 3 ページに入れ込み、7 章の運営管理は、もっと具体的な年度ごとの数値目標、モニター指標の算出方法、課題の検討方法、内部チェックの方法等詳しく記述すべき。	本計画は、長期的視点に立った基本方針を定めるもので、2 年間の短期で内容を見直すことにはなじまないと考えています。ただし、計画の前提となる条件に大幅な変動が生じた際には、適宜計画の見直しを行います。計画 4 ページには、第 7 章による計画の運営管理を踏まえて見直しを行う旨を追記しました。	一部 反映
6	5 ページの「廃棄物量については、概ね順調に減量を続けています」の記述は、10 ページの「小平市の実績は、近年では全体よりも遅れてしまっている。」という記述と相反するので、修正すべき。	計画 6 ページ及び 10 ページの「概ね順調」及び「概ね良好」については、小平市単独で見た場合にはそうした評価ができるものの、多摩地域他市を比較すると、単純に「順調」または「良好」とはいえないという趣旨で表記しています。	反映 しない
7	6 ページの表の「家庭廃棄物」は「家庭系廃棄物」とすべき。	「家庭廃棄物」の名称は、小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例で用いている用語で、計画素案ではこれと揃えた表記をしましたが、よりわかりやすくなるよう、「家庭廃棄物」の表記を用いないこととしました。(計画 7 ページ)	一部 反映
8	9 ページの「概ね良好なものと評価します。」は、未達成が 2 つあり、しかも達成された目標原単位が 10 ページの多摩地域全体からみると、甘い数値(推計)だったということになるので、その検証をきちんと加え、反省すべき。	今回の目標値については、現時点では目標値とする相当な数値を掲げているものと考えていますが、中間見直しの際には、その時点の状況を踏まえて、さらに進んだ目標を掲げるについても検討します。	参考
9	16 ページのごみの有料化について、「21 市で家庭ごみの有料化を実施しており、家庭ごみの減量に効果を上げている例が多くあります。」とあるが、効果を上げていない市があるならば、その数をあげるべき。また、有料化を予定している市の情報(東大和市など)などその他 5 市を具体的に示すべき。	多摩地域で早期に家庭ごみ有料化を実施した市の中では、いわゆるリバウンド(ゆり戻し)や、減量効果が小さかった例も見られることから、「効果を上げている例が多くあります。」との表記としました。しかし、実施済みの市の例を見ますと、全体として有料化の効果は明らかであるため、当該箇所の表記を改めます。 また、東大和市については、12月に家庭ごみ有料化に係る条例改正が可決されたと伺っておりますことから、当該箇所に「未実施は、小平市、国立市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市の5市(東大和市は実施予定)」の旨を追記しました。	一部 反映
10	17 ページ 市民アンケート調査では反対が多い記述があるが、市民は今の「無料で出し放題」がいいに決まっている。13 年の答申から 12 年もたつて、ここでアンケート結果を引用して、すでにメリットや実施条件は整理済みで分かっているにもかかわらず、さも、「これから整える必要がある、市民の理解を得る必要がある」などと記述するのはよくない。	ご意見のとおり、すでに平成13年に廃棄物減量等推進審議会から答申を受け、平成14年度の「小平市ごみ処理基本計画」では家庭ごみ有料化についての方向性や課題などを整理しているところです。 今回の計画の改定に当たっては、改めて市民アンケートで家庭ごみ有料化に対する意向をお聞きし、直近の状況を把握することが必要と考えたもので、その結果として、改めて市民の理解を得ることが課題であることを確認したものです。	反映 しない
11	17 ページの 戸別収集に関するアンケートの「賛成」「反対」の数値はなぜ記述しないのか。ここでしないならば、下のグラフにあるのだから、有料化の賛否の数値をわざわざ記述する必要はない。	ご意見の後段を受けて、本文から有料化の賛否の数値を削除します。	反映
12	17 ページの 「車両が排出する排気ガスの増加といったデメリット」は、根拠となる数値を示すべき。4t 車の台数、2t 車の台数、それぞれの排ガス量。「資料 3」のように出せるはず。	戸別収集へ移行した場合の、必要車両数については、収集頻度の見直し等も含めて今後検討することを考えていますので、現時点で具体的な数値をお示しすることはできません。	反映 しない
13	20、21 ページ の目標値の根拠である「資料 6」は本編に入れるべき。10%とか 20%が妥当なのか。前回の計画ではこれらの推計による目標値が甘かったのではないか。すでに他市(特に小金井市や掛川市)ですでに達成されているような目標では意味が無い。他市の比較も加えて示し、高い目標と達成手段と年度ごとの目標値を明確にすべき。資料 6 の推計フローは 29 年と 34 年だけでなく、2 年ごとに目標として作り、先進市のデータと比較できるようにして「推計フロー」自体の妥当性の検証もすべき。	資料 6 の本編への挿入については、計画の読みやすさを考慮して、控えさせていただきますが、本文中に資料 6 への参照の旨を記載します。 目標値の設定に当たっては、計画に記載している施策を実施することで見込まれる数値とすることを基本的な考え方としており、家庭ごみ有料化については、他自治体の実施例からの平均的な減量効果を見込んで算出し、他の施策については、今回実施した組成分析調査などを踏まえて効果を算出しています。	一部 反映

14	<p>ここまで、全体として、計画書というには計画的な内容がない。計画とは、「事前にその手順と方法を考える」こと。いつ、なにを、どのようにするのか、各項目でもっと具体的に示すべき。「〇〇を検討します」「〇〇に取り組みます」と書かれている記述は、具体的にいつまでに、なにを、どのようにするのか、明かにすべき。これでは「大まかな今後 10 年の基本方針」でしかない。</p> <p>このような内容を「基本方針」と称するならば、それに基づく次の段階の「実施計画」をつくるべきではないか。そのスケジュールや記述がないのはなぜか。2 年程度の第一次実施計画を同時に作らないのはなぜか。少なくとも来年度には「実施計画」策定を明記すべき。</p>	<p>本計画は、長期的視点に立った基本方針を定めるものとし位置付けており、具体的な事業実施に関しては、今後の各種の状況を踏まえ、また必要に応じて予算措置の検討を行ったうえでの判断となりますことから、計画での実施時期等の個別具体的な設定はいたしかねます。</p>	反映しない
15	<p>29 ページの□にレ点が入っている記述が最も重要な点。ここには「3市共同資源物処理施設の稼働は最短でも 30 年度頃」「プラスチックの資源化はその稼働に合わせ実施を目途とする」とある。これが本計画の唯一の実施条件となっているのではないか。この条件に合わせて計画をつくるとするのが一番わかりやすい。それまでにやること、できることとそれ以降やることを明確に分けて示すとわかりやすい。</p> <p>33 ページのスケジュール一覧がこの計画をよく現している。スケジュールの 4 年間の「検討・準備」の中身の具体的計画が必要。「実施」の表示を後の 6 年間ひっばって並べてもなんの意味もない。こういうのは計画といわないと思う。方針だ。</p> <p>「資料 6—9」のシナリオが H30 年の前と後で劇的に変化する。これは有料化とプラスチックの 2 点。シナリオが計画の大前提となっていると言っても過言でない。計画なのだから、シナリオなどというあいまいな表現は誤解をまねく。「別のシナリオがあるのか」と問われたらどうするのか。</p>	<p>3市共同資源物処理施設の稼働時期が、今後のスケジュールの大きな条件となることはお見込みのとおりですが、本計画は、その稼働を焦点として定めているものではありませんので、他の重点施策と並列に扱い、その実施方針とスケジュール概要をお示ししています。</p> <p>「シナリオ」の表現については、計画目標値の基とする将来ごみ量の推計に当たり、計画に掲載した施策の実施とその効果を一定の仮定条件のもとに算出していることを表すものです。</p>	反映しない
16	<p>31 ページ 「家庭ごみ有料化の目的を『市民の意識改革』とし」とあるが、4 ページの平成 8 年度粗大ゴミ有料化では「ごみの排出抑制などを図る」としている。やはりストレートに「ごみの減量、排出抑制」を目的とすべき。「資料 6—9」でも内容は「有料化による発生抑制」とある。「有料化による意識改革」とはなっていない。</p>	<p>本計画の全般にわたり、特に 2R については廃棄よりも前の段階から、排出者である市民などに意識を持って取り組んでいただくことが重要であると考えていることから、家庭ごみ有料化についても「市民の意識改革」を直接的な目的として、その効果として廃棄物の減量等が進むことを期待しているものです。</p>	反映しない
17	<p>31 ページ 3 行目の「検討を進めます。」6 行目の「検討します。」では計画と言えない。30 年までに、「仮称 家庭ごみ有料化、個別収集実施計画」をつくるのか、他市が 3 年くらいかけて実施まできめ細かに住民説明会を開催するなど、目標年次を決めてすぐにでも着手しなければ有料化なんかできるはずがない。(東久留米市は未実施だが、27 年度実施に向け実施計画案を平成 24 年 8 月に作成し、パブリックコメントも実施している。)また、現市長の選挙公約(市長インデックス)で 28 年まで 4 年間やらないとしている。やらないならばやらないでいいが、5 年後にやろうと思っても無理。3市共同資源化施設もできた 31 年を目標にするならば、少なくとも 28 年には準備する必要があるが、また市長選があるので、結局やらないことが継続されるだけか。有料化せずに達成できる目標も作ったほうがいいのか。</p>	<p>家庭ごみ有料化・戸別収集への移行に当たっては、別に実施案を作成して、実施の決定前に市民意見の募集等を行うことなどを想定しており、計画 33 ページには、その旨を追記しました。</p> <p>なお、そうした検討と準備については、実施時期を見据えて来年度以降に進めてまいります。</p>	一部反映
18	<p>31 ページ 8 行目の「制度面での条件整備」とは何を言っているのかわからない。</p>	<p>計画素案の同ページ①に記載する事項を指すものとして意図していましたが、当該項目については、わかりやすいよう、表記を整理しました。</p>	反映
19	<p>同じ 3市共同資源化施設事業を行う東大和市が来年 10 月から有料化を実施するといっているが、小平市とどこが違うのか、なぜ東大和市はできて小平はできないのか。その違いを計画書で明確に示してほしい。</p>	<p>他市との具体的な比較を計画に記載することはなじまないと考えています。当市で家庭ごみ有料化を現時点で実施しないことは、現状では他市の多くで実施している全量容器包装プラスチックの資源化をできていないことから「資源物の分別徹底により、ごみ処理費用の負担を軽減できる」ための条件が整っていないと判断しているためです。</p>	反映しない
20	<p>34 ページからの個別施策についても、「検討します」ばかりで、具体性がない。また、現在行っている施策の羅列では計画と言えないのではないか。それぞれの個別施策に目標値とスケジュールを設定できないのか。</p>	<p>個別施策のうち現在行っている施策については継続して実施していくことをお示しする意味で記載しているほか、新規施策については、今後の各種の状況を踏まえ、また必要に応じて予算措置の検討を行ったうえでの判断となりますことから、計画での実施時期等の個別具体的な設定はいたしかねます。</p>	反映しない

8	1	1 3市共同資源物処理施設について 扱う品目を減らしたことは評価しますが、プラスチックの圧縮等による化学物質の発生で杉並病のようなことが起こる恐れは払拭できていません。国内にはすでに多くのプラスチックの中間処理施設が稼働しており、そのような被害が出ないよう万全の対策を取っているところがあるのかなど、十分な情報提供ができていたとは言えません。建設に反対している周辺住民に対して、まずは、よい情報も悪い情報も積極的に真摯に提供する姿勢が重要ではないでしょうか。	今後の施設整備に向けた衛生組合と3市による取組に当たっての参考とさせていただきます。	参考
	2	2 3市共同資源物処理施設について ある施策、特に施設建設に関し、強い反対がある場合、行政はその反対者にも協議に加わってもらい、公開の場で、粘り強く議論を重ねるべきです。双方に相応な覚悟があると思いますが、全ての利害関係者が納得するまで議論しないで、行政が押し切る形になると、必ず禍根が残ります。施設建設を焦る気持ちもわからないではないですが、反対住民も加えて、建設を必ずしも前提としない協議会を開くべきだと思います。	3市共同資源物処理施設については、現在、衛生組合と3市の確認に基づき、施設整備に向けた取組を進めているところです。ご意見は、今後の施設整備に向けた取組に当たっての参考とさせていただきます。	参考
	3	3 生ごみ 燃えるごみの半分を占めているのですから、資源化をどんどん進めるべきです。現在の食物資源回収のモデル事業で気になるのは、夏期の収集業者の負担です。夏はどうしても水分が多く、匂いも強くなりますから、収集車の上で袋を破り、移し替える作業は大変ではないかと思います。どうせ袋に入れるなら、そのまま集めて、袋から出して集める作業を機械化できないでしょうか？	生ごみの減量と食物資源の資源化については、計画に記載のとおり、現在の食物資源循環モデル事業などを進めることで、いっそうの推進を図ります。 食物資源循環モデル事業の回収方法については、今後の参考とさせていただきます。	参考
	4	4 湖南衛生組合 複数の自治体で運営しているのではなかなか合意形成がむずかしいと思いますが、わずかなし尿を処理するだけの施設ではもったいないと思います。現在、生ごみは埼玉県の業者に堆肥化してもらっていますが、市内の農家でこれを買って使うという資源循環はなかなか進まないようです。類似の工程だと思うので、生ごみも、し尿処理と合わせて、メタン発酵させてガスとしてあるいはさらに発電に使うなど、新たな資源化の方法を考えられないでしょうか。ドイツなど海外では実績のある技術だと思います。	湖南衛生組合において、計画 45 ページに記載している総合整備事業に、現在すでに着手しています。	参考
	5	5 戸別収集 ごみ減量のための動機付けとして、有料化には反対しません。ただ、戸別収集は収集業者の負担が大変だと思います。ドイツなどでは普通に戸別収集ですが、それは道が入り組んでいないからです。日本でこれをやると、ものすごく時間がかかり(腰も痛くなり)、人件費がかなり上がるのではないのでしょうか。人件費を抑えようとすれば、労働条件が悪化します。どうせマンションやアパートは、一カ所に集めるしかないので、戸建ても、住民の話し合いによってはこれまで通り集積所で集める方式を続けられるようにした方がいいと思います。	ご意見のとおり、収集に係る負担は現在よりも大きくなると考えています。今後、戸別収集への移行に向けた検討の中では、実施済みの他市の事例の研究なども行い、できる限り効率的な方法を検討してまいります。 また、住民同士の話し合いに応じて引き続き集積所からの収集を行うことについては、今後の検討の中で整理してまいります。	参考
	6	6 廃油回収 近隣市では廃油を行政が回収しているところもあります。優良な資源ですので、小平市も何らかの方法で取り組むよう、計画に盛り込んでください。	38 ページの「その他の品目の資源化」に、追記します。	反映
	7	7 焼却炉の建て替え 今後の人口減少、行政と市民の努力によるごみ減量の予測をふまえ、なるべく小さな施設とするよう望みます。前回の建て替えの審議会では、都のごみ行政の元官僚だったかを座長に据え、施設規模が大きすぎる、建て替えは時期尚早という意見を聞かずに建て替え計画を決めました。結局バグフィルターの設置などで施設延命を図ることになり、結果として、財政的にも環境の面からも、大変よかったです。審議会の座長の選出は大変重要です。座長には、環境、財政、民主的手続きに関してしっかりした見識のある方が選ばれるよう望みます。 ここでも徹底した情報公開と、全ての利害関係者が一堂に会するような議論の場が必要です。	焼却施設の更新に当たっては、計画 32 ページに記載のとおり、今後のごみ減量を踏まえた将来ごみ量に応じた適切な規模としていきます。 整備の進め方については、今後の参考とさせていただきます。	参考
	8	8 エコセメント 焼却灰には重金属に加え、現在は放射能も入っています。それをリサイクルしたものですから、長い年月の間に周辺環境にどのような影響があるかわかりません。市として積極的に使うとのことですが、どこにどれだけ使ったのか、しっかり記録を残してください。トレーサビリティを確保してください。	現状で、市としてのエコセメント製品の使用実績については、東京たま広域資源循環組合への報告のため、数値的な把握をしています。	参考

9	1	<p>1. 市民の意識向上に向け思い切った運動を展開する</p> <p>(1) 前計画の数値目標のうち、資源物混入率と収集時リサイクル率が未達成と のことですが、その理由として、特に「燃えないごみ」に含まれるプラスチック容 器が問題としています。(P9)そして、「今後に向けた課題」として「更なる意識の 向上」(P11)を挙げています。これはその通りだと考えます。</p> <p>市民アンケート調査の結果をみても市の「ごみ減量や処理の情報公開・提供」 が極めて不十分であることは明らかです。</p> <p>例えば生ごみの自家処理やリサイクルをしていない人が 83.8%に達し、その理 由として 30.9%の人が「特に理由はない」と答えています。(資料4-20・21)</p> <p>凡らく、市の担当者からすれば、食物資源循環モデル事業をはじめ、さまざま 市の取組みについて、市報その他で情報提供していると思っていると考えませ が、この結果からはまだまだ滲透していないといわなくてはなりません。</p> <p>また、プラスチック容器の分別収集について「リサイクルできるものとできないも のの分別に迷う」52.3%(資料 4-24)という数字は残念ながら、いまだに市の情 報提供が不十分であることを示しています。</p> <p>(2)何より、これまでの取組みで何が足りなかったのか、この状況を打破するた めに何をしなければならないかを真剣に考えなくてはなりません。</p> <p>私は、ごみ問題に取り組むことの重要性、持続可能な地球環境を守ることの意 義をはっきり打ち出して思い切った運動を展開する必要があると考えます。そし て、その先頭に市長が立って行動します。かつて、日野市の市長はごみ改革に 当たって、自分の家のごみの量のグラフを示して、駅頭でごみ減量を市民に訴 えました。それから、きめこまかな指導として、職員がごみステーションに立っ て直接ごみ出しに来る市民に説明、指導を行います。現在、クリーンメイトがそ うした役割を担当していますが、その位置づけが軽いため十分な効果をあげてい ません。市としてクリーンメイトが指導員であることを認定し、その活動に重 みを与えることを考えるべきでしょう。(認証式や報酬について検討すべきです。)</p> <p>(3)また、一般市民に対して、この運動に参加を呼びかけ、参加した市民がや ってよかったという達成感をもてるような仕組みを考えるべきです。数年来、環 境家計簿の取組みがされ、毎年、一定の基準に到達した人の表彰が行われてい ますが、ごみ減量に対してもそのような仕組みをつくったらどうでしょうか？ま た、その取組みに関する情報紙をつくり、その編集を市民有志に委せることも 重要です。市民から市民への呼びかけがより滲透しやすいからです。</p> <p>(4)また年度毎に、ごみ減量の対象を何にするかを市民と協議して決め、重点 的に取り組むことが大切です。この点では、現在のごみ減量推進実行委員会 での協議が有効かもしれません。いずれにせよ、思い切った運動の展開が必 要です。</p>	<p>本計画では、意識向上が重要であるとの認識に立っており、そのための情報提供は積極的に充実を図ってまいりま す。</p> <p>また、ごみ減量推進実行委員会や廃棄物減量等推進員 についても、その活動と充実が必要であるとの認識を持っ ております。(42 ページほか)</p> <p>なお、計画 29 ページでは、市報などとともに、ごみ減量推 進実行委員会の「ごみらいふ」も活用して啓発を行って いく旨を追記しました。</p> <p>ご意見については、今後の取組に当たっての参考とさせ ていただきます。</p>	一部 反映
	2	<p>2. 数値目標が低すぎる(P20)</p> <p>市民一人1日当たりごみ・資源物総量(排出物原単位)を 2012 年実績比約 10%減の 690g/人日(2022 年度)としています。手許にある東京市町村自治調 査会発行の多摩地域ごみ実態調査(2011 年実績)によると、すでに府中市、調 布市、小金井市、日野市、東村山市、清瀬市、西東京市の7市が 690g/人日 以下を達成しています。</p>	<p>今回の目標値については、現時点では目標値とする相当 な数値を掲げているものと考えていますが、中間見直し の際には、その時点の状況を踏まえて、さらに進んだ目標 を掲げるについても検討します。</p> <p>なお、多摩地域ごみ実態調査の総ごみ量は集団回収量 を含まない数値であるため、本計画で目標値としている数 値とは単純に比較できるものではないことをご留意願いま す。</p>	参考
	3	<p>3. 市民参加を大切に</p> <p>(1)第5章市が実施する施策の「4.市民参加と協働」(P39)は上記1に述べたご み減量に向けた思い切った運動を進めるにあたって不可欠のものです。先ず、 市民が知らないという状況をかえるために、くりかえし、情報を提供するとと もに、情報発信を市民の手に委ねること、市は市民の求める情報を隠さず オープンにすることが大切です。もっと市民を信頼して市民との協議を頻繁にし、互 いに信頼関係をつくるべきです。</p> <p>(2)「適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備」(P30)に「整備に当た っては、施設近隣の住民をはじめ、広く市民の理解を得られるよう、十分に配慮 していきます。」とあります。</p> <p>ところが、3市共同資源物処理施設の整備に当たってはそのような十分な配慮 がされていないことを指摘せざるをえません。今後は計画段階から、情報を市 民に提供し、市民参加の検討委員会を設置して議論をつくしてください。市民 を信頼して粘り強く議論をつくすこと、それが相互信頼を築く道です。</p>	<p>(1)については、今後の施策の実施に当たって参考とさせ ていただきます。</p> <p>(2)については、現在、衛生組合と3市で、整備地周辺住 民の方を対象とした協議会の設置に向けて準備を進めて いるところです。</p>	参考

	<p>4. 有料化は慎重に</p> <p>家庭ごみ有料化・戸別収集への以降(P31)を挙げていますが多摩地域26市のうち21市が有料化に踏み切らないうち、資源化の充実を前提として、いまだに実施を控えている市の対応には敬意を表するものです。</p> <p>有料化によってごみが減るといわれていますが私は実は有料化に当たってごみ問題の重要性を市の職員が町へ出て市民に直接しっかり説明し、粘り強く訴えたことで、市民がごみ減量に意義を見出したことの方が重要だと考えています。家庭ごみ有料化は現在の法体系上適法な手数料とみなしうるか疑問という説もあり、裁判例もあることから、慎重な取扱いを要望します。</p>	<p>家庭ごみ有料化の実施に当たっての説明会などに関しては、ご意見のとおりと考えます。</p> <p>家庭ごみ有料化の適法性については、環境省より「一般廃棄物の処理の有料化を地方自治法第 227 条違反とする意見が一部にあるが、(略)手数料の徴収が可能である」との見解が示されていること等から、法的な問題はないものと考えています。</p>	参考
10	<p>1</p> <p>一週間のごみ量はどうか減量を試みても少世帯で在りながら多くなります。トレイ、牛乳パック、ペットボトル、缶等の収集の見直しをお願いします。行政指導での政策はもう定着したと思われます。これからは企業又は大手事業所に移行されてはどうでしょうか。</p> <p>[理由]此のままですと、無制限に多種多様な廃棄物が溢れて歯止めが効かず、それに翻弄されてしまう事を危惧しています。</p> <p>[希望]企業又は大手事業所も処理経費を通して減量の事も考えていただけるのではと期待しています。</p> <p>(参考)①以前、消費税3%→5%になった折、ペットボトル飲料水に10円をプラスされました(企業回収義務含む)②消費者は容器を含めて購入③現在、消費者は事業所の資源収集ボックスへ持参している。</p>	<p>現在も一部のスーパーで自主的に取組がなされているトレイ、牛乳パック、ペットボトル等の店頭回収については、その拡大を求めてまいりたいと考えています。しかし、市民が市の内外で購入し、市内で排出されるペットボトルについて、行政として回収を行わないためには、容器包装リサイクル法とそれに基づく回収・リサイクルシステムの大幅な改正がなされ、市民が排出する全量を確実に処理できる体制の整備が必要と考えます。</p> <p>なお、ご意見でいただいている事業者側の減量等への取組については、容器包装リサイクル法とその運用により、一定の効果は見られると考えており、現在国で進められている容器包装リサイクル法の改正等により、今後もそうした取組が進められることを期待しているところです。</p>	参考
11	<p>1</p> <p>資源のリサイクルは、311の原発事故以降、放射性物質のことを抜きに考えることはできない問題になったと思います。これは大変重要な問題だと思います。この大きな課題についての記述が、「国から落ち葉やせん定枝の使用の自粛の要請があり、チップ化したせん定枝の配布を中止しています」という部分ぐらいしかないと気がなります。</p> <p>放射能対策についての取り組みを基本計画にも明記してください。そうでなければ、放射性物質が集積し、凝縮する場となるこうした施設について、冷静な議論をすることができなくなってしまいます。</p> <p>2</p> <p>たまエコセメント工場からの排水による多摩川の汚染が心配です。下水処理場の水を精密測定し、その対策を万全にするまでは、エコセメント化事業をストップさせてください。</p> <p>3</p> <p>三市共同資源化施設に関し、情報公開と市民参加のプロセスが欠けていると思います。三市の市民が参加する検討委員会を設置してください。</p> <p>4</p> <p>焼却施設の立て替えでよいのかどうか、廃棄物処理の基本的方針についても、市民の意見を反映させるしくみを作ってください。</p>	<p>エコセメント化施設については、東京たま広域資源循環組合と日の出町や地元自治会等との協定に基づき、東京たま広域資源循環組合と二ツ塚最終処分場に搬入する小平・村山・大和衛生組合において、月1回の放射性物質と空間放射線量の測定を行っています。</p> <p>他団体における所管事項であるため、今後の対応について、計画に記載することは控えさせていただきますが、今後も東京たま広域資源循環組合において適正に管理運営されるものと理解しています。</p> <p>エコセメント化施設については、東京たま広域資源循環組合において適正に管理運営されていると理解しています。</p> <p>今後の施設整備に向けた衛生組合と3市による取組に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>廃棄物処理の基本的方針としては、本計画の策定がこれに当たるものとなりますが、策定に当たっては廃棄物減量等推進審議会の審議をいただいているほか、今回行っている本計画の素案に係るパブリックコメント等で市民意見を募集したところです。</p> <p>今後の焼却施設の更新については、施設近隣の住民をはじめ、広く市民の理解を得られるよう、十分に配慮していきます。</p>	<p>反映しない</p> <p>参考</p> <p>参考</p> <p>参考</p>

12	1	<p>1. 資源物混入率、プラスチック容器の分別について</p> <p>-市民への説明資料</p> <p>P13 「現在のプラスチック製廃棄物の分別区分」</p> <p>このフロー図わかりやすいです。</p> <p>トレイも色つきと、白分けないといけない！って理解が出来ます。</p> <p>もえるゴミ、もえないゴミがそれぞれ、最終的に、小平市のリサイクルセンターでも処理され資源化業者でリサイクルされるのか？</p> <p>それとも、中島町の処理施設で、もやされるのか？</p> <p>などを、明示することで、分類することの意味がわかり、普段から、きちんとやろうという意識が高まります。</p> <p>-市民への説明</p> <p>休みの日にわざわざ、公民館で説明会をやられても行く人はいないかもしれませんが、自治会の集まりやマンションの理事会などで、市の方が来て、15分くらいで話しをして Q&A をしてくれるととっても啓蒙活動になるように思います。</p> <p>-中島町の施設などは、見学ツアーなどをやったらどうでしょうか？</p> <p>そこでは、もう少し、CO2 の排出量の話などしたら、とってもゴミを減らすような気持ちになると思います。</p> <p>敷地が広いので、市民に解放できる部分もあると思います。</p> <p>もっと、親しみをもってもらえる施設にしたらいかがでしょうか？</p>	<p>フロー図については、ご意見も踏まえて、今後の市民への広報などで活用してまいります。</p> <p>分別の説明会については、現在も自治会の集まりなどにお呼びいただいて行うこともありますので、今後は、こうした説明会も行っている旨をお知らせしてまいります。</p> <p>小平・村山・大和衛生組合については、ご要望に応じて施設見学を受け入れています。敷地の市民開放については、平常時は多くの車両が行き交う場所であるため安全上の理由から困難であると考えますが、例年秋に実施している「えんとつフェスティバル」では、多くの一般の方に施設にご来場いただき、施設見学も行っています。今後はこうした機会を市民にお知らせしてまいります。</p> <p>計画 29 ページに、見学会を行っていく旨を追記しました。</p>	一部 反映
	2	<p>2. 3 市共同資源物処理施設について P14</p> <p>ペットボトルと容器包装プラスチックの2品目を共同処理すること、が確認されていると記載があります。</p> <p>これは、東大和市では住宅街のど真ん中につくるということで、問題になっていると TV 番組で見ました。</p> <p>また東大和市市議会でも、大変な問題になっているとの情報をインターネットでも見かけます。</p> <p>小平市民として、隣の東大和市に迷惑をかけるようなことになるのは心苦しいです。</p> <p>必要なモノは、必要。3市共同なので、役割分担がそれぞれあるのも理解できます。</p> <p>しかし、本当に、新しい施設をつくるのが、ベストなのか？ 現状のフローがどうなっていて、何が問題で、新しい施設に費用をいくら投じて、何年で減価償却するか？ 情報開示されたら、反対している人達も納得する人もいるのではないのでしょうか？</p>	<p>今後の施設整備に向けた衛生組合と3市による取組に当たった参考とさせていただきます。</p>	参考
	3	<p>3. 生ゴミについて</p> <p>資料編 6-4 表-3 家庭ごみ・資源のフロー推計</p> <p>生ごみの比率がとても高いです。食物資源循環モデル事業はうまくいっていないのですか？</p> <p>食物資源循環モデル事業をどう拡大するか？ など記載したらどうでしょうか？</p>	<p>食物資源循環モデル事業については、平成28年度までは毎年度100世帯ずつ対象を拡大しながら継続し、並行して、食物資源リサイクルのより良い手法について検討を進めることとしています。</p> <p>同事業は、現状では順調に実施できていると考えていますが、今後に向けては集めた食物資源(生ごみ)の堆肥化の手段が限られていることが課題ととらえています。こうした課題を踏まえた平成29年度以降の展開については、現在の事業を継続する中で検討することとしています。</p>	参考
13	1	<p>拡大生産者責任の理念に基づいて、三市共同資源化施設の建設計画を見直してください。</p> <p>(理由) 現行の容器包装リサイクル法は自治体に過大な負担を課しており、容器包装リサイクル法の改正にあたって全国市長会はその是正を要望しています。</p> <p>しかるに当該資源化施設は、現行法に基づいて、ペットボトルとその他容器包装プラスチックの 2 品目を対象に計画されているので、拡大生産者責任により負担の適正化が行なわれれば、無駄な建設となる恐れがありますので、少なくとも、ペットボトルについては、23 区や国分寺市を見習って、販売店の自主回収を利用するよう市民に勧め、公営による収集・選別・圧縮・梱包の中間処理は取り止めるのが得策と思われる。</p>	<p>3市共同資源物処理施設の整備については、すでに3市市長及び衛生組合管理者の間で合意済みの事項であるため、合意内容を逸脱する内容を計画に記載することはできません。</p>	反映 しない